

令和7年2月定例会

予算決算委員会資料(先議)

(福祉保健部)

災害弔慰金支給事業について

1 事業内容

令和5年7月豪雨災害で亡くなられた方の遺族から、災害関連死の申出があり、秋田市災害弔慰金等支給審査委員会に諮問した結果、2名を災害関連死と認定する答申があり、災害関連死と認定したため、その遺族に対し、災害弔慰金を支給するもの。

2 支給対象者

令和5年7月豪雨災害による災害関連死と認定された者の遺族
(参考)

	年代・性別	経緯
1	80代・男性	被災により生活環境が変わり、自宅2階での生活により、心的負担で心肺機能が悪化した影響により死亡したと判断されることから、災害による環境の変化との間に相当因果関係があると認められた。
2	80代・男性	被災により自宅2階での生活となるなど環境の変化による精神的負担に加え、復旧作業等による身体的負担が自宅内での事故に影響を及ぼしたと判断されることから、死亡と災害との間に相当因果関係があると認められた。

3 支給額

1名につき5,000千円

亡くなられた方が、いずれも主たる生計維持者であったことから、秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例第5条に基づき5,000千円を支給する。

4 予算額 (10,000千円)

5,000千円×2名

5 財源

災害弔慰金等負担金 (国・県) 7,500千円

一般財源 2,500千円

※負担割合は国1/2、県1/4、市1/4であり、国負担金は県を通じて交付となる。